

●いんふおめーしょん

ISSN 0919-1070

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

No.27=1994年1月

No.28=1994年2月

合併号

☆特集/'94 子どもの権利条約キーワード 子どもの居場所に権利条約

☆子どもの権利条約絵はがき特別頒布キャンペーン

◆ 指標=『世界子供白書94』 THE STATE OF WORLD'S CHILDREN '94 1

◆ 国際先住民族年から国際家族年へ 鈴木祥蔵 2

◆ 日教組第1回子どもの権利条約実践交流集会実践レポートから (No.1)

丸刈り校則に死亡診断書を 鳥居徹夫 4

交流集会参加者アンケートから…… 10

☆ シリーズNo9 / 学校に子どもの権利条約を☆

子どもの権利条約を「学校通信」に(2) 谷山泰史 11

☆ DOCUMENT (No. 7) 子どもの人権と教育関係の報道と記録から (93年11~12月期) 15

★ 会員&読者のみなさんからのおたより 6

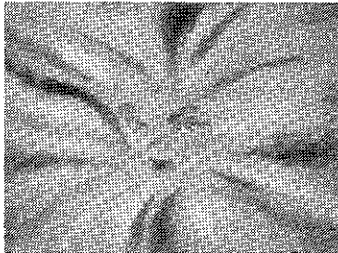
子どもの人権連に寄せられた書籍&資料 (No. 7) 14

◆子どもの人権広報委員会から……平野裕二

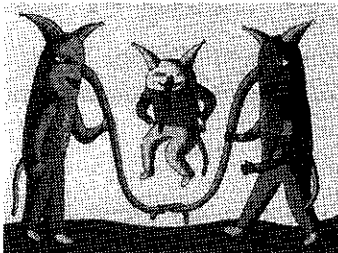
◆ 活動の基調 ◆

私たちは、憲法・子どもの権利条約・児童憲章・教育基本法・児童福祉法などの理念にのっとり、子どもの権利を考え保障する運動を学校・家庭・職場・地域から大きくおこします。「子どもの権利基本法」(仮称)の制定について研究し、その具体化をめざします。

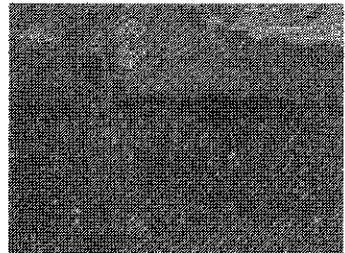
◆ 子どもの人権連制作 ◆
子どもの権利条約絵はがき
特別頒布キャンペーン



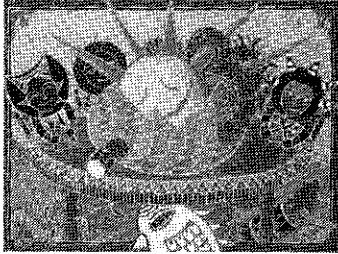
第1条 子どもとは…18歳未満の人を<子ども>といいます。



第6条 いのちがたいせつ…子どもは、生まれたときからのちをたいせつにされ、すくすくとそだつ権利があります。



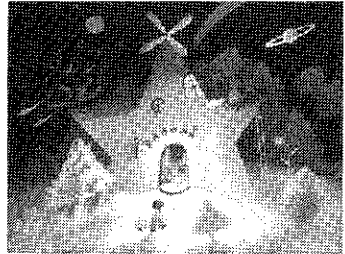
第16条 秘密は守られる…子どもだって秘密はちゃんと守られます。



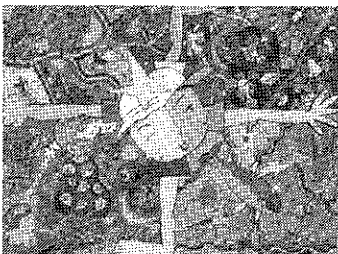
第2条 差別ダメ…男の子も女の子も、障害をもっている子どもみんな平等。どんな家に生まれても、どんな国の子ども差別されません。



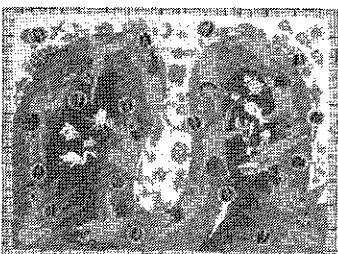
第12条 自分の意見を言うこと…子どもは、自分に関係あることなどでも、いつでも意見をいうことができます。



第19条 子どもに暴力をふるってはダメ…親やおとなは、子どもに暴力をふるったり、はつたらがしにしてはいけません。



第3条 子どもが一番たいせつ…子どもは、一番たいせつにさせます。国は、親といっしょに、子どものしあわせのために努力します。



第15条 グループをつくったり、つどいをひらくこと…子どもは、グループをつくり、集会をひろく自由や権利があります。



1. 子どもの権利条約絵はがきセット (8枚セット・ケース入り)
2. 定価 = 1セット200円 (送料72円)
 但し、10セット以上ご注文の場合は特別価格とします。

	会員割引	非会員割引
10セット以上	1,500円	1,700円
20セット以上	2,800円	3,000円
30セット以上	3,900円	4,200円

3. ご注文は、同封しました「子どもの人権連行ハガキ」をご使用下さい。
 会員の場合は、会員である旨をご明記下さい。

子どもの権利条約 ポストカード

ねへ
 しんせいって
 やりなおしかきくの

子どもは、大人を助けて学問をすることもできます。国は、そのために、子どもがくてもいっみんな平等で勉強でき、学校をみんなの力で作りだすことができます。

子どもが学校でいじめられることは、人間として、ほろをさすつらいことでもあります。

国は、そのことをやめなければなりません。

子どもは、自分で意思を表明することができるので、国は、それを受けとらなくてはなりません。

子どもの人権連
 〒101 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F ☎03-3265-2174

★ ステキな絵はがき使って
 あなたも権利条約の広報を ★

子どもの人権連
 (東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6F)
 TEL 03-3265-2174 FAX 03-3230-0172

指標 ◆ 世界子供白書 THE STATE OF WORLD'S CHILDREN

1994 / ユニセフ(国連児童基金)事務局長 ジェームズ・P・グラント

序論とテーマの要約

1 前進に関する報告

世界の子供の健康や福祉を大きく脅かしているいくつかの問題について近年、きわめて大きな前進がみられた。現在の知識や、サービスを提供する能力によって2000年までに子どもの栄養不良、病気、傷害、非識字を大きく減らすことができる。そうした潜在力を反映した社会目標が設定され、世界の大多数の政治指導者がそれに合意した。同時にそれらの目標は、貧困の最悪の影響を克服し、ほぼすべての地域社会に進歩の最も基本的な恩恵をもたらす。過去の経験では保健、栄養、教育での国の前進は、経済開発だけでなく、貧しい人々の福祉の改善が継続的に約束されるかどうかにかかっている。政府支出や先進工業国の対外援助のうちのごくわずかが、必要な栄養、基礎保健、基礎教育、安全な水の供給、家族計画に配分されているにすぎないが、それらのニーズをさらに優先することで、今世紀の末までにそれらのニーズの大部分を満たすことができるであろう。

2 P P E の悪循環

P P E 問題、つまり深刻化する貧困、人口の増加、環境の悪化の3つが互いに悪循環を引き起こして状況をさらに悪化させるという問題が、過去の成果と今後の前進の可能性を脅かしている。P P E 問題にどう取り組むかは、世界がどのようにして持続可能な未来に転換するかというさらに大きな課題の一部になっている。持続可能な未来へのこの転換こそが冷戦後の世界の中心的な指導原理にならなければならない。発展途上世界のP P E 問題を無視し続けると、発展途上国の経済的混乱や政治的不安定が高まり、民主主義が後退し、国内や国際間の不安定が増すことになる。

3 解決の相乗作用

第1部で取り上げた人間の基本的目標を達成することが、第2部で検討したP P E 問題の解決に向けての大きな前進になる。貧困の最悪の影響が人口の増加や環境の悪化を促進し、その結果、貧困をさらに深刻化する。逆にいうと保健、栄養、基礎教育、家族計画に投資することが、人間の福祉を改善するうえで好ましい循環を生み、それがひいては人口の増加や環境問題を緩和するのに役立つ。人間の基本的ニーズを満たすというだけでなく、P P E 問題を未然に封じ込める手段として、新たな決意をもって人間の基本的ニーズに投資することが重要になっている。P P E 問題を放置すると、世界の最貧の地域社会だけでなく、すべての国が今後いっそう大きな影響を受けるようになる。

統 計

基本統計、栄養指標、保健指標、教育指標、人口統計指標、経済指標、女性指標。地域別の要約と人口の少ない国の基本統計。

☆子どもの権利条約をどう生かすか TEXT BY 鈴木祥蔵 (子どもの人権連代表委員)

国際先住民族年から国際家族年へ

1 市民レベルの力を結集しよう

みなさん、こんにちわ。第8回の総会に参集していただきまして、そして引き続きディスカッションにご参加いただいて、ありがとうございます。

私は、今大阪におりまして、部落解放研究所の副理事長、乳幼児発達研究所の所長、そういう仕事をやっております。関西では「子どもの権利条約を批准する会」の代表も努めております。

最近の政治情勢は、皆さんご存じのとおりですが、自民党の単独支配からやっと脱却するきっかけができて、この間から、細川政権をどう評価するかというので、だいたい議論が沸騰しているような状況もございます。私は、お掃除が始まったといま理解しているわけです。

お掃除というのは、実は私たちが学生の頃から勉強した弁証法、物が変化したり社会が動いたりするときには必ず弁証法的に動くんだという話を何度も聞かされてきて、その弁証法の中に「止揚」という言葉が出てくる。ドイツ語の「アウフヘーベン」を、日本語では「止揚」と訳しているのですが、これはどうも少しピンとこなかったんですね。私がドイツへ行きました、カトリックの尼さんが経営しているペンションに泊まって部屋で手紙を書いておりましたら、そこへ1人の尼さんが来まして、「スズキ、出て行け」と言うんですね。「今、手紙を書いているんだ」「いや、ここをアウフヘーベンせんならん」



と。「アウフヘーベン」という言葉を聞いて、びっくりしたんですね。「アウフヘーベン」って何だ?」ともう1回聞いたら、実はお掃除。「あっ、そうか」と思ったんですね。私たちが長いこと部屋を使っていると、要らん物が出てくる。要らない物を捨てて、要る物は残して、あとさらに要る物を付け加えていくということがお掃除なんだから、アウフヘーベンというのは、要る物を残して要らん物を捨てる。そういう意味では、政治や国家の進展とか発展というものも、いわばお掃除として進んでいくのではないかと。

戦後一度お掃除が決まったんですが、それがまたいつの間にか古いところへ結びついてしまって、なかなか前進できないでおった。そこをまたお掃除して、一歩新しい部屋の様相の切り換えを始める。そこへ私たちが主体的に参加していくときに、お掃除の力をどういうふうにも目標を決めて結集するかがということが大変大事なのではないかと思うわけです。そういう意味で、社会党が細川内閣を支持したのは間違いだとか、いろんなことはありますが、とにかく社会党がイニシアを取って解散させて、そしてお掃除が始まった。これからは実質的な中身づくりにどういう力を発揮すればよいのかということ、私たちは市民レベルで明確にして、お掃除をなるべく前進させていくような力を結集したいなと、最近つくづく思っているわけです。

2 国際先住民族年とマイノリティー

今年は「国際先住民族年」。国連のほうでは先住民年と言っていますが、非差別の側にあった少数者の人たちは、今「先住民族」というふうにも認定してほしいと国連にも掛け合っていますが、なかなかそういうふうになっていない。日本でもまだ、アイヌの人たちを先住民族と政府がはっきり認めるところにいていない。私たちの「子どもの権利条約」の中にも、先住民の人たちの子どもの人権をどういうふうにも保障するか、その点が注目されなければならないと思うんです。

アイヌの子どもたちは、日本名で学校へ通って、アイヌ語を全然教えられずに日本語だけで成長する。日本人に同化されつつある。彼らは中学生くらいになると、夏、半袖になりますから、学校に行くときに、自分の袖をまくった部分の腕にかみそりを当てて毛を剃ってからじゃないと学校へ行けないというような、そういう負目といますか、劣等感といますか、そういうものを克服できないでいる子どもたちがたくさんいて、その子どもたちが、おじいちゃん、おばあちゃんがアイヌ語を話すと、「やめて！」と怒りをむしろ祖父や祖母におつけるような状態になっている。

これは、朝鮮の民族支配したときに、植民地の朝鮮に創氏改名を押しついたり、日本語だけで教育をやったり、神社を向こうに持って行って毎日その神社に参拝させるというような、全く民族性を奪い取ってしまおうという同化政策が強行されてきた、それに対する謝罪もまだ十分にやっていないような状態で、戦後続いてきている。その中にある非常に古いもの、全く戦前の天皇制をしょい込んでいるような状態で過ごしてきたこの状況を、何とか変えていかなければならない。この辺が「子どもの権利条約」を考えるとときにも非常に重要なポイントになってくるのではないかと思います。

3 国際家族年と子どもの権利

来年は「国際家族年」です。国連が家族年を設定する意味は、どの国の子どもたちも、社会の最も少数の基盤である家族というものを大事にしてやらないと子どもが親から引き離されるという状態になって、その結果、例えば売春をさせられたり、児童労働に駆り立てられたり、さまざまな被害を子どもたちに与えていく。この辺の問題を十分見据えながら家族年の取り組みをしなければならぬ。日本では家族制度があって、それが天皇制に結びついて、家族の崩壊を強制された子どもたち、あるいはこの家族を大変差別的に扱っていった伝統がありますから、「家族年」というとすぐ家族主義に結びついて宣伝される危険性が出てくるので、そこに警戒を持ちながら、なお私たちの親と子との関係、それが最もいい状態になるためにはどうあればいいのか、そのところを皆さんと一緒に議論していく必要があるなと私は思っております。

この間6月にスウェーデンに行ってきましたが、

スウェーデンは、ご承知のように1985年ぐらまでずっと出生率が減ってきて、今の日本の状況と似た状況、1.50ぐらまで下がったんですね。そこでスウェーデンは育休制度を完備させまして、1989年に法案を整備して通過させた。それからまた上向きに、今2.1まで回復したとっております。

中身は大変優れていると思うのは、子どもが生まれると、父親が2週間育児休暇を取れる。これは90%が利用しているそうです。父親が最初に自分の子どもと対面して、そのおむつを変えたり、お母さんのおっぱいを吸う様子をそばからじっと見ているというような関係が生じ、そこから父と子の関係が充足の関係、つまり相互に充足する関係(ミューチュアル・パーティシペーション)がそこに成立して、そして子どもの成長に自分が責任があると痛感する機会をお父さんたちに与えるのだと、向こうの人が胸を張って説明しておりました。

それから、母親たちは、産休が明けると、9ヶ月間、90%の賃金を保障されて育休制度に入っていく。なお続けたい人は4分の1、あるいは4分の2とか、それを続けながら7歳になるまで育休を取ることができるという制度。これは無給になりますが、保険その他の保障はちゃんともらえます。

働く人たちが自分の子どもに手をかけることが大事なんだということが、今スウェーデンでは確認されてきています。これは来年の国際家族年では深く紹介されて、討論されるだろうと思います。

そういう問題について考えを深めていくと、「子どもを大事にする」ということはどういうことなのか、そこがだいたい見えてくるのではないかと私は思います。そういう意味で子どもの人権連が子どもの人権を保障していくための来年度の国際家族年についての取り組みを強化する、あるいは国際先住民年の残された期間に少数民族あるいは先住民の人権を保障して、その子どもたちの人権を全く平等に同等に保障していくための手続きを我々が深めて整理していく必要があるのではないかと。そういうことを常々私たちは考えております。

是からの残された時間を、永井先生の提案をもとにして、やがてまたシンポジストが参加してくださるそうですけれども、ぜひ現場の皆さんの自由な意見・討議によってこれからの「子どもの権利条約」の批准闘争あるいはその具体化のための手だて、そういうものについて明らかにしていただくことをお願いしまして、私の挨拶にしたいと思います。

☆丸刈り校則に死亡診断書を TEXT BY 鳥居徹夫 (市民の会、連合教育政策部会委員)

茨城牛久市、中学生の頭髪自由化を実現する市民の会リポート

牛久市の場所ですが、上野から常磐線で行くと1時間ぐらいのところ。いまどんどんベッドタウン化して、東京の通勤圏となっています。

きょう私が呼ばれたのは、恐らく、教育を受ける側から、地域の市民運動の立場から、こういうような問題についてどう取り組んでいくのか、そういう実践報告ではないかと、このように思います。

どんどん東京通勤者が増えていまして、東京に家を持ってない人が、牛久市を中心に、土浦市、稲敷郡莖崎町、伊奈町阿見町それから筑波郡等にマイホームを持っている、そういうところ。です。

そういうところで、旧態依然たる村型社会の中で、教育をお上から与えてやるんだという、そういう意識と、だから学校の言うことは昔からこうなんだと。そういうふうなことにに対して新住民が異議申し立てを行った。こういうところが現状です。

1 一人の母親と一人の子どもからスタート

このときは、実は権利条約の問題はさほど話題になっていませんでした。校則の中でも中学生の頭髪問題一本にしばった運動ということで、この運動に取り組みました。したがって、この権利条約が実際批准され、効力を持ちだしてくると、丸刈り校則に対して死亡診断書を与えることができるのではないか、私ども牛久市など茨城県南の取り組みから見てそのように思ったわけです。

牛久市の自由化を実現する市民の会の代表は、社会派ジャーナリストで、いじめ問題とか世相評論とかに非常に詳しい芹沢俊介さんという牛久市の住民です。特に対マスコミ関係、特に大新聞の地方版、地方新聞等に、非常に積極的に働きかけていただいたということがこの会の特徴です。

もう一つは、私どもの会に対して非常に警戒心を持つ方々、学校関係者とか教委関係者が、情報収集のためにスパイを送り込んだわけですが、そのスパイの方々が私どもの活動に対して誇大に宣伝していただいたということもあって、最後は、私ども全く予想しなかったのですが、全く運動の拠点すらな

った土浦市において、頭髪校則が自由化された。それは象徴的であったのではないかと思います。

それはどういうことかという、私どもの活動に対して、例えば地方紙などに「牛久三中で校則自由化決定」とか、「頭髪自由化へ、丸刈り校則廃止決定」というような記事が載ると、「つぎはうちの学校じゃないか」という、恐怖感といったらおかしいですが、そういうふうなものがあつたのではないかと思うわけです。

ちょうど、平家物語で、富士川の水鳥の羽音に驚いて戦意をなくして逃げてしまった平家の公達(きんたち)のようなものではないか。ところが、平家の公達というのはプライドだけは高いのです、権威主義なのです。どういうことかという、土浦市では、子どもに「自由を与えてやったんだからありがたく思え」と、こういう指導をしているということも聞いています。

そういう流れの中において、頭髪自由化ということが進んだことに対して、一つの大きな流れの中の進歩であったのではないと思うわけです。

該当したのは取手市から石岡市あたりまでが対象で、茨城県の県南教育事務所の区域内で、東京通勤者の非常に多いところ。そこでそういう運動が起きて、1991年の最初から10ヵ月で新たに11市町村、28校が頭髪自由化となり、茨城県内では91年10月当時で230校のうち106校が自由化となったという大きな前進があつたというようにご理解いただきたいと思ひます。



その発端となったのが、稲敷郡葦崎町にある葦崎中学校で(牛久市の北、つくば市の南に位置します。)、母親と子どものたった一人のたたかい、後には3組の母親と子どものたたかいになったのですが、その人たちの取り組みというのが極めて意欲的で、それが流れを変えていった、このように理解しています。資料の8ページに、「未定稿につき取り扱い注意」と書いていますが、この意味はこういうことです。ここで出ている校長の名前は、親の手を借りて、子ども・児童虐待を強要する「ならず者」です。自らの手を汚さずに、親に子どもの髪を切らせる。そしてそれに異議を唱えようものなら、学校ぐるみ、地域ぐるみで袋タタキ、村八分にしようという、極めて陰険なものであることを、キチッとおさえていただきたいと思います。

その葦崎中でどういうことが起きたかという、まず1人の母親と1人の子ども、これは非常にしっかりした親子で、丸刈り校則はおかしいんだからということで、坊ちゃん刈りで登校し始めたのです。最初は校長が校則に異論を唱えるのはけしからぬ、指導するというふうなことを言ってきます。それにも負けずに、教育委員会とか、全教職員に手紙を書いたり、あるいは新聞に投書する、そういう活動をしていたわけです。ところが、その校長が退職して、89年6月から葦崎町の教育長に就いたわけです。それまでは、その後任の校長も成り行きを見ていけばいいと思っていたのが、前の校長が教育長になったとたん、「おまえは何をやっているんだ」という調子で、恐らく指導されたのでしょうか。坊ちゃん刈り登校に対して極めて陰湿な態度、学校ぐるみのいじめを誘発しかねない対応をとってきた。

2 校則に権限と責任を負うのは校長

その後、新入生の2人が坊ちゃん刈りで登校するというので、合計3組の母親と子どもということになったわけです。法的な手段にかけてもこういう

ことをやっていかなければいけないと。そして事実訴訟を辞さずの取り組みとなりました。葦崎町教育長・校長は「どうぞ」と受けて立つ構えを見せました。女性たちの姿勢をハッキリと受け取ったのでしよう。

日本が訴訟社会でないことに、学校も文部省もあぐらをかき悪乗りしています。学校という閉鎖社会の中で、悪慣行や旧態依然の風習等に対しても「以前からこうだった」「とくに問題はなかった」と手をつけようとはしないわけです。

彼らは平気で「今まで丸刈り校則で文句を言われたことはない」とシャーシャーと言います。あたかも「奴隷が反乱をおこさないから奴隷制度はうまくいっているのだ」という感覚そのものです。

前任者がひいたレールを、女性たちや外部の声を理由に変えることは、ご先祖様に申し訳ないと思っているのでしょうか。しかも退職校長や校長会OBの古手のボスが市町村の教育長になっている。地方教育行政法の承認制により市町村の教育長は、実際、校長会OBの古手のボスの退職後の指定席と化していますから…。

葦崎中の母親たちは、校則をタテにしPTA、生徒会を巻き込んだ学校ぐるみの子どもいじめの首謀者として、後任の校長個人を標的に裁判準備に入りました。校則に権限と責任を負うのは校長ですから「丸刈り強制は人権蹂躪」と校長の個人責任追求となりました。

従来の校則見直しの運動と、葦崎中の女性たちの運動と決定的に違うのは、校則という行政措置を問題にせず、校則に権限と責任を負うのは校長と校長の個人責任に標的をしぼったことです。

たとえば学校ぐるみのいじめの首謀者、人権蹂躪、名誉毀損などを理由に、民事裁判で謝罪文、慰謝料の請求となると、校長が定年をすぎても一生ついて回るわけです。70歳、80歳になっても…。

熊本県の玉東中学校の、丸刈り校則裁判では、校則という行政措置が焦点となった行政訴訟でしたか

★子どもの権利条約 コピーを募集しています★

子どもの権利条約の広報と学校や家庭で生かしていくためのコピー募集。20字程度。採用コピーは、子どもの人権連制作のポスターやリーフレットに使用します。採用分には謝礼を進呈。応募される方は、氏名、住所、年令、職業を明記下さい。締切り＝3月15日◆

子どもの人権連広報委員会 東京都千代田区一ツ橋2の6の2日本教育会館6F T=03-3265-2174 F=03-3230-0172

ら、子どもが中学校を卒業すると原告資格を失ってしまいました。

実際女性たちは、それだけの決意をもっていただけです。そして弁護士を同道して、校長に校則改正を個人の責任で実施するよう要望することになるわけですが、その際も校長は、その場しのぎでゴマかそうと逃げるのですが、結局女性パワーに完全敗北を喫します。

荃崎町教育委員会から校長に斡旋された弁護士も「丸刈り校則は人権蹂躪」と、逆に校長をたしなめたんです。そこで学校は、急遽「教師・生徒のアンケートで」という形をとりつくろい、頭髪自由化を決めたのです。

そのため学校と校長、および校長にかたくなな態度を強要した前校長（教育長）が、女性パワーに敗北したことをおさげずに、その年（1990年度）の3学期から校則改正となったのです。

ただ荃崎中学校の頭髪自由化の真相は、町民には一切知らされていません。いや当の荃崎中の生徒、PTAはもとより、教職員の多くも「ああ頭髪自由化になったの」という感じで、校長会や県南教育事務所等も早い段階なら関係者を除いて、女性パワーに敗北したことを隠せると考えたようです。

というのは、荃崎中のケースは、校長会、教育長会、県南教育事務所が全く無警戒で、お世辞にも市民運動と言えないところで「まさか」と思われた所です。3組の母親と子どもでしたから…

荃崎町の女性たちは、PTA、生徒会、教育委員会、校長会などという外掘一切無視したことが特徴です。いわば外掘に波風すらたたないのに、いきなり校長の個人責任追求で本丸炎上・陥落となったわけです。

この荃崎中で丸刈り校則の廃止に成功したことが、すでに市民運動のあった牛久市や伊奈町に良い影響を与え、この流れが茨城県南に波及していくのです。

3 教育関係者のかたくなな態度

ここで校長会や県南教育事務所としては、荃崎中だけが突出して丸刈りの校則の廃止となると、なぜそこだけが、と住民に奇異な感じにうつるということもあったのでしょうか。何かあったのでは、と勤められてはまずい、と考えたのでしょうか。

そこで荃崎町の西隣の筑波郡伊奈町の2つの中学校とあわせて、3学期（91年1月）から3中学校同時に丸刈り校則廃止という形をとりました（荃崎町

◆ 会員 & 読者のみなさん からのおたより ◆

- ◆ 子どもの人権連に入会します。（神奈川県川崎市の村瀬晶子さん・高校教員）
- ◇ 国際家族年にあたり、家族問題の一つとして国際間の養子縁組をテーマに第45公開研究会を開催することになりましたので、ご案内申し上げます。（養子と里親を考える会理事長 米倉明さん）
- ◆ あけましておめでとうございます。年明け早々から、ご多忙な様子がうかがえます。静岡市（静岡大学）の葛野尋之さんが入会を希望していますのでご連絡下さい。（学習研究委員の佐々木光明さん）
- ◇ 会員の申しこみをします。（広島県芦品郡の小野操さん。福島市の大宮勇雄さん。横浜市の神山玲子さん。）
- ◆ 情報資料の送付を希望します。（広島市の地球家族機構）
- ◇ 11月号に引き続き『いんふおめーしょん』をご送付ありがとうございます。今後、宛名に次のような部署名（企画出版）を加えていただきたく存じます。（東京都渋谷区の他ガールスカウト日本連盟）
- ◆ 『消費者レポート』で知りました。絵ハガキを3セット送って下さい。（広島県福山市の背尾昌弘さん）
- ◇ 『今日から子どもの権利条約』を5冊送って下さい。（高知市の厚生館母と子のホーム＝中田順子さん）
- ◆ 情報資料の送付を希望します。（東京都福生市の岩井真さん＝学生。東京練馬区の白江浩さん＝政党職員。松原市の全国在日朝鮮人教育研究協議会の太田利信さん＝教員。富山市の本多英一郎さん＝牧師）
- ◇ 『いんふおめーしょん』No.24、No.25がありませんので送って下さい。（千葉県市川市の丹野喜久子さん＝教員）
- ◆ 『子どもの権利条約対訳集』（10冊）、『今日から子どもの権利条約』（1冊）、『子どもの権利条約と国内法の問題点』（1冊）、『絵ハガキセット』（1冊）を注文します。（千葉市の斉藤まり子さん＝千葉東おやこ劇場運営委員長）
- ◇ 『日消連レポート 884号』で拝見。絵ハガキセットを3セットお送り下さい。（千葉市の白井聖子さん）
- ◆ 長い間、お世話になりましたが、本年の会費切れをもって脱会させていただきます。今後とも会のご盛會を心よりお祈り申し上げます。ありがとうございました。（日本児童文学者協会）

の残る高崎中は4月から廃止)。

伊奈町では、現職の教師の子どもが、坊ちゃん刈りで登校し、それが市民運動に発展したところです。校長会等は、校則見直しを郡部の3校だけにとどめ、牛久市へのドミノ倒しを避けたいとしたのですが、そうはいきません。

牛久市で頭髪自由化となると、学校や教委、校長が住民運動に負けたことになりまますから面子にかけても死守しようと、いろんな悪あがきをやってきました。

その一つは、PTA会長の名による親あての配布文書です。「校則問題で牛久三中の名がマスコミにのることに3年生の受験を控えた今、不安を覚えます」と、もちろん校長の意を受けてのことでしょうけれども…。

しかし不安を覚えるのは、かたくなな校長の態度であることは、疑う余地のないことです。丸刈り校則が廃止され、校長が変われば学校は良くなるんです。実際、半年後にはそのようになりました。

もちろん「牛久市中学生の頭髪自由化を実現する市民の会」は、手ぎわよく反論文書を配布したことは言うまでもありません。92年1月に牛久三中の新入学予定者の父母に対する説明会が行われました。警戒厳重で関係者以外は学校内に入れないというものでしたが、何と関係者に中学入学予定者を持つ市民の会の芹沢代表がいたのです。そして生徒指導主任と校則問題で激しく応酬することになったわけです。そして市民の会は新入学予定者に、坊ちゃん刈りで登校しよう、という呼びかけのチラシを配布することとしました。

その内容は「髪の毛は身体の一部です。自分の髪形は自分で決めよう。本人の意思に反し暴力的に髪

の毛を切る教師は傷害罪でブタ箱行きとなります」という趣旨でしたが、実際のチラシはもっとソフトなものでした。

そして91年3月末には悪名高い牛久3中の校長が県南教育事務所に配転となりますが、彼らはいまだに自らの不埒な悪行三昧に対し、一切謝罪も自己批判もしていません。結局牛久3中は新校長のもと、91年9月(2学期)から頭髪自由化、丸刈り校則廃止となりました。

頭髪自由化運動の茨城県南の、たとえとしては不適切かもしれませんが、いわば203高地の攻防となった牛久3中が陥落したことによって、牛久市の残りの4中学校も10月から自由化、そしてそれが引き金となって近隣の市町村へも、運動の拠点のないところにも波及をみたわけです。

資料として「東京新聞」の記事として、牛久3中に一人の中学生が坊ちゃん刈りで登校したときのこと書かれています。上級生がその中学生をトイレにつれこみリンチするという事件があり、その中学生の親は校長に抗議したところ、校長は「(丸刈り校則にノーという中学生に対する上級生の)教育的指導だ」と居直ったわけです。悪徳校長のもとでは「学校に行かせると子どもが非行にはしる」ということなのでしょう。

最初は、私どももその上級生は、学校や校長の意を受けた(先取りした)学校ぐるみの陰湿ないじめとっていました。ところが、後でリンチをした上級生にきいた人によると、彼らはこう言うんです。「本当は我々も髪の毛を伸ばしたかったが、そうさせてもらえなかった。できなかった。そこへ自分の意志でもって坊ちゃん刈りでくる生徒をみてムカついた」というのです。

子どもの人権読本

◆子どもの権利を考える入門書として最適◆
[本書の構成]

Iでは、学校と子ども、家庭と子ども、地域と子ども、警察と子ども。IIでは、子どもの権利条約の思想と歴史というテーマで、条約の内容や特徴や考え方、また、条約がつけられた経過などを解説。IIIは、この条約を批准するとなると、従来の日本の法律とはどこが矛盾したりすることになるのかを分析・解説しました。

編集/子どもの人権連・小川利夫、永井憲一

(A5版136頁)
1000円(〒240円) ◆お申し込みはお早目に!!◆

子どもの人権はどうなっているか
子どもの権利条約の思想と歴史
子どもの権利条約と国内法
資料編/子どもの権利条約、子どもの権利宣言
児童憲章、子どもの権利の国際的保障にかかわる国際文書など

子どもの人権連

東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育
会館 03-3265-2174 F-03-3230-0172

子どもの髪形を、校則などという陰険な形で規制すると、ロクなことはいないんです。人権問題としての視点はもとより、そもそも子ども一人ひとりの自然な感情・意志に反する非人間的なことなのです。自分の髪形は自分の意志で、みずから責任を持って選択すればいいことなのです。

五分刈りがカッコいいと思う人は、そうすればいいんです。テレビのマルコメ味噌のコマーシャルに吐き気をもよおすからイヤだという人は、別のメーカーの味噌を選択すればいいのです。

4 学校の常識は社会の非常識

最後に、この茨城県南に広がった頭髪自由化運動の風穴をあけた、莖崎中の女性たちの取り組み視点について、若干説明させていただきたいと思います。

私どもの場合は、個人として子ども一人ひとりのために、学校というのはなければならないのであって、学校の歯車の一つとして子どもがプロイラー養育のような調教であってはならないこと。あわせて、学校の常識は世間の非常識というものを変えていくということ。それから、学校のやっていることは子どもの教育にとっていいのかどうか等も含めて考えていく。そして学年が上がるにつれて、子どもの性格が暗くなっていくというのは非常に問題がある。そういうふうな視点に立って、お願いの運動ではなく、変えさせるといふか、権利の運動という形。あたりまえのものを求めていくという、いわゆる学校と世間の壁をなくしていくという運動であったようなことではないかと、考えるところです。

私どももよく、教職員とどうして連携してやらないのかというふうに言われたのですが、実は、応援団をつくる前に試合が終わってしまったのです。女性パワーが学校の校則をノックアウトしてしまった

という、そういうようなことが特徴なのです。

そこで、まず変えていこうというところに対する信念が、当事者がきちんとした信念を持っていくという、そういうことでほかの人へ影響を与えていく。そして、そういうようなことをやっている人に対して同調とか支持を求めていく。そして学校を変えていく。そういうふうなことが私どもの運動の特徴点ではなかったかと思うわけです。

1つ象徴的なことを言いたいと思います。1990年8月31日、校長と交渉しているわけです。そのとき校長は、中学生らしい髪形ということで許可してやろうと言ったのです。ところが莖崎町の中学校の母親は、それにノーと言っているのです。髪形は権利として自分で決めるものである。中学生らしいなどというような意味不明の言葉はお断りだ。中学生らしいなんて誰が判断するのかというと、恐らく、最終的には校長が判断する、最終的には五分刈りが中学生らしいというふうになっていくんじゃないかという、そういう不信感というものをもっていったからです。そもそも、まともな人間が丸刈り校則を押しつけているというのはまずないという、そういう前提に立った交渉をしてきた。そういうことが特徴点です。しかも口頭だけでなく、最後は弁護士の力を借りて確認書を交すという、そういう取り組みをしているところです。

2つ目の、茨城県南の取り組みの特徴は、校長会とか市町村の教育長会というもの、県南教育事務所、それぞれのところの悪のネットワークといったらいいと思うのですが、悪のネットワークが個々の校長に対して指導をしてくるわけです。校長に対して。

その悪のネットワークというのは権限も責任もないわけです。権限・責任を持つのは個々の学校の個々の校長です。そういうふうなところで、悪のネットワークから足抜け、自立するのかどうか。

子どもの権利条約と 国内法の問題点

◆B5版・300円(〒240) ◆話題のパンフレット◆

『子どもの権利条約』(国際教育法研究会訳)に次ぐ子どもの人権連の広報出版物(1990年1月刊)。子どもの人権連学習研究委員会・現行法制検討小委員会報告。

※子どもの権利条約とそれにかかわる現行国内法制について、条約の各条項ごとに、主として国内法の問題点をまとめたもの。

※本書は、30回にわたる研究会での検討結果をまとめたもので、各条文毎に関係する国外法を挙げ、主に条約内容に国内法が違反・抵触したりその疑いが強いものを指摘したものです。

★批准運動後の学習テキストとして最適★

子どもの人権連 東京都千代田区一ツ橋2-6-2
日本教育会館6F/03-3265-2174

悪のネットワークに対して、ヒラメというのか、上ばかり見ているような、そういう自己保身のことでなくて、子どもの人権を实际考えているのか、そういう面で自己改革を校長に迫っていくというふうなスタンスでやったからこそ、こういう成果が上がったのではないかと思います。

それからもう一つ特徴的なことは、これは女性リーダーが大変立派だったということですが、非常に明るく楽しく活動したということです。新聞への投書とか、全教員へ手紙を書いたり、弁護士を使っているというような交渉をしてきたとか、そういうようなことで、向こうは、次は何をやってくるんだろう、どういう対応をしてくるんだろうと。そういう点で、普通、校則の問題で異議申し立てをしたら、学校に子どもを人質にとられているものですから、そういう点で、どうしても受け身になりがちですが、そうではなくて、問題点をどんどん投げて行って、そして向こうの出方を見る。そして気がついてみたらそれがいまでは県南全体の市民運動のグループにも広がっていった。

そういうようなところが特徴点であって、そしてマスコミにもきちんと書いていただいた。マスコミには、そういうような市民の活動に対して、絶えず写しを、見解や文書を出したかとかそういうときには必ずマスコミに全部送付していました。マスコミも地方版になりますと、記事がないときがあります。そういうときはどんどん取り上げていただいた。そういう点も特徴点であったかと思えます。

それから、市民やPTA、生徒がどう思ったのか。むしろ、気がついてみたら校則がいつの間にか変わっていた。日常の会話では、中学生の頭髪校則が自由化になってよかったですねとか、頭髪が自由化になってよかったですねとか、そういうような話がされるようになったことは事実です。そして、そういうことで教職員の皆さんも、子どもの髪の毛の細部にわたってチェックするとか、管理するとか、そういう雑務から解放されたわけです。こういうふうな点についても評価を受けたいと思います。

中学生の段階で、自分の考えで髪を短くしたい中学生って一体どれだけいるのでしょうか。髪の毛を長くしているから非行に走るだなんて、こんなこと思う中学生なんて誰一人いないです。そういう点で、学校の常識は世間の非常識という、その学校の壁を破っていくという、そういう学校内部の運動がもたらなければいいなという感じでした。

今夏の政権交代で細川内閣の発足となり、文部大臣に任命された赤松さんは、大阪の丸刈り校則を理由に虐待をうけた中学生の手紙を見て共感を示し「丸刈りを見ると戦時中を思い出してゾッとすると発言したことが報道されています。このようなことは、自民党政権ではなかったことであります。

政権交代のこの時こそ、チャンス到来です。日本中の丸刈り校則に「死亡診断書」をつきつける日が、一日も早いことを祈念し、私の報告を終えたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

★子どもの人権連ブックレットNo.2★

子どもの権利条約 対訳集

A5版
500円(¥240)

◇ 解説=子どもの権利条約の批准にあたって ◆

～ その問題点と課題 ～

はじめに/条約についての認識と、とりあつかいの問題点、留保・解釈宣言の問題点/政府訳の問題点/名称の問題点/個別の問題点

◆ 政府資料=児童の権利条約の締結についての承認を求め
るの件、日本国政府の留保、外務省の説明書

英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユニセフ日本事務所訳(仮訳)

子どもの人権連

東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育
会館 03-3265-2174 F-03-3230-0172

◆ 参加者アンケートから…… 日教組第1回子どもの権利条約実践交流会 ◆

- ① 意識の変革・頭の切りかえが必要。〈コピー〉「子どもの権利条約は、家庭からも学校からも」「家庭から学校へ、子どもの権利条約を」(江菅洋一/大阪府教職員組合)
- ② 大変勉強になりました。男女混合名簿の実現。(内野みち子/神奈川県高教組)
- ③ 「子どもの権利条約」の実践は、まだまだ進んでいないのだなーというのが率直な感想。権利条約実践交流会というより、子どもの人権問題の交流会という感じがした。職場で、生徒の人権について生徒・職員にアンケートをとってみたい。とりくめる問題を設定して、とりくみながら問題点を明らかにしたい。〈コピー〉「一人の子どもは一人の人間」(氏名不詳)
- ④ 市民グループの発表(注=茨城牛久市、中学生の頭髮自由化を実現する市民の会)が興味深かった。われわれとの考え方の違いが若干わかった。(松下悦男/愛知県教職員組合)
- ⑤ 中学生の丸刈りを強制している中学生があるなんて知らなかった。(中学校の)体罰をやめようと思う。〈コピー〉「権利条約は人権の源です」「まっことえいぜよ子どもの権利条約」(岡田勉/日教組高地)
- ⑥ あいさつ→基調→報告→交流といった形式的な流れでなく、テーマをしぼった深い討議が持てれば良かったと思う。おかしいと思うことは、はっきり意見表明できる態度と実践が大切と思う。〈コピー〉「いま、輝いていますか?子どもの権利条約」「かけがえのない君/子どもの権利条約」「自分らしく生きる/子どもの権利条約」(田中秀夫/兵庫県教職員組合)
- ⑦ 現場では何の動きもない、これではいけない。本日の報告会をやり問題提起をやっていきたい。とにかく、先づやってみることから始まるのだと強く思いました。子ども自体にも自分たちの権利ということをきちんと教え、考えさせる努力が必要。学習会や教研等の場に積極的に参加し、それを推進する。職場内に委員会を作りたい。〈コピー〉「進めよう。子どもの権利条約・学校から」「自由にのびて子どもたち。権利条約が保障するから」(芝木時勝/山梨高教組)
- ⑧ 参加する前、自分自身にとまどいがありました。しかし、少しずつ交流会の話を聞くうちにそのゆれ幅が小さくなっていくように感じています。とにかく、やってみなければわからないでしょうね。自分自身にゆとりを持たせ、今自分の中にある子どもを見る枠を広げたい。さらに、その枠を払拭していきたい。今、所謂「はずれている」といわれる子が実は枠さえなければはずれても何でもないんだということを再認識し、実践していきたい。〈コピー〉「子どもといっしょにならしましょう」(丹生裕己/大分県教職員組合)
- ⑨ 「法と正義と人権」の言葉が心に残りました。教職員が人権意識を持ってないことに対する痛烈な批判である。権利条約子ども版(ポスター)の作成と掲示。(稲延茂/岡山県教組美術支部)
- ⑩ 「子どもの権利」を今まで以上に広い意味でとらえることができました。また、「権利を行使する」ということがどれだけの深さを持つことなのかもあらためて考えさせられました。教師としてやるべきこと、また、大人としてやるべきことがたくさん出てきました。教職員組合本部に今日の集会で得たものを報告し、人権教育委員会
- を中心に権利条約の実践にむけて具体的な手だてを行っていきたい。学校の教職員にむけて、今日の集会内容を知らせ教師自らの意識の変革を迫っていきたい。「同和」教育研究大会の中へ「子どもの権利条約」からみた現状の問題点を提起していきたい。〈コピー〉「先生。あなただってかつては子どもだったでしょ」(崎田由紀子/宮崎県教職員組合)
- ⑪ 第1回目のため、私も当然初参加、初体験。内容が豊富ノのため、私の頭の中はこんないろいろのことが小・中・高の学校で起っているということでした(私は高校、そして衛生看護婦のため異動がない)。頭の中はとても混乱しています。熱心に教えれば生徒はついてくると思って毎日を過ごしているので、私自身が生徒の人権を侵していると思っていませんでした。どちらかといえば、「上手に教えること」は考えを変えると上手に管理しているのかもしれない。制服の利点はあると思います。制服を選べる自由も否定しているとは思えませんが…何か制服をなくすことに集中し過ぎているように思えます。(海老原正子/神奈川県高教組)
- ⑫ 具体的なとりくみを持たずに参加しましたが、本日の交流会で学習できたことで具体的な行動へのきっかけが出来たと思います。積極的に条約を情宣しながら、先ずは権利条約を学習する場を組織したい。(横道信哉/大分高教組)
- ⑬ いろいろな報告が聞けて良かったです。しかし、権利条約とのかわりを自分の日常実践の問い直しの必要性を感じました。そして少しずつ広げる努力を。〈コピー〉「子どもの権利条約は子どもの幸せのきまりです」「優しさで子どもが育つ、権利条約の実現を」(平川久江/福岡県教組)

子どもの権利条約を「学級通信」に(2) TEXT BY 谷山泰史 (大阪豊中市立新田南小教諭)

6 意見表明の権利 ◆◇

校則については、その内容によって、これから見て行く各条文との関係があるので、そこで検証して行くこととする。

【第5条】この条約において認められる権利を子どもが行使するにあたって、子どもの能力の発達と一致する方法で適当な指示および指導を行う責任、権利および義務を尊重する——親には指導上の権利（当然義務も含め）が認められている。

【第12条】自己の見解をまとめる力のある子どもに対して子どもが自由に自己の見解を表明する権利を保障する、というものである。そのような場を設定しなければならないともされている。子どもは大人の言うことを聞いていればいい、決まったことに従えばいい、というのではなく、自分の意見を表明（意見表明権）できるのである。このような意識を持って各個人が自分の意見を持つことの重要性を知り、それをどう周りに伝えて行くかという技術的な力をも養う必要がある。自己の意見表明、の大切さを認識して欲しいものである。黙ってはいは従うしかない。過日読売新聞コラムに掲載されていた「月刊日本語・五月号」を見た。日本人は会議の席で自分の意見を言わず、終わってから個人的に意見を言う、それも反対意見を——。陰口では何も解決しない。

7 表現する権利 ◆◇

【第13条】子どもは表現の自由への権利を有する。口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態または子どもが選択する他のあらゆる方法により——と規定されている。日本国憲法における表現の自由と同じである。18歳未満の子どもが一日の大半を過ごす学校の中で、果たしてこれがどこまで認められるだろうか。今の学校現場では大なり小なりこの権利を制約していると言わなければならない。私の高校時代を考えてみても、新聞部や自治会で発行する印刷物は顧問、あるいは生徒指導部の先生の了解（私達は「検閲」と呼んでいた）が必要だった。但しこの条文の第2項には「一定の制限を受ける場合があり、

それは法律によって定められるとある。即ち(a)他の者の権利または信用の尊重 (b)国の安全、公の秩序または公衆の健康もしくは道徳の保護——いわゆる公序良俗である。これに照らし合わせても検閲はしてはならないと解釈されている。子ども達が自由に意見を述べて良いのは、その周りの秩序に沿っている場合のみ、というのであれば、社会は発展しない。どんな意見を持つと、その立場を認め、それに対してきちんと対応して行ける力を持ってこそ、その社会は子どもを育てる力を持っていると言えるであろう。学校もまたしかりである。

8 思想・良心の自由 ◆◇

【第14条】締約国は、子供の思想、良心および宗教の自由への権利を尊重する。これも親、および法律上の制限がついている。先日の国会での審議の内容（読売新聞4月23日付け朝刊より全文転載）——「児童条約」批准へ趣旨説明——昨年の通常国会に上程されながら、国連平和維持活動（PKO）協力法案審議のおりを受けて継続審議となっていた「児童の権利に関する条約」の批准承認案の趣旨説明が22日、衆院本会議で行われた。答弁の中で森山真弓文相は、学習指導要領が規定している「日の丸」「君が代」の指導は、同条約が定める指導の思想、良心の自由に反しないとの見解を初めて示した。菅野悦子氏（共産）の質問に答えた。——という短い記事である。質問の対象になったのはこの第14条である。高度に政治的な話題なのでこれ以上の言及は控えるが、日本国憲法にも同様の趣旨は規定されており、民主主義社会では当然に認められる権利であると思われる。前回も述べたように、そんな自由を認める力のない社会が、強権をもって規制しようとするのである。それは国の段階の話だけではなく、会社、学校、クラスさらには家庭においてもそうではなからうか。反抗ととらえるか、権利の主張ととらえるか、それは受け手の心次第である。

9 子供のプライバシー ◆◇

【第15条】締約国は、子どもの結社の自由および

平和的な集会の自由への権利を認める——これにも公序良俗による制限付きだが、法律の条文というのはやっかいだ。前14条2項では「必要な制限のみを課することができる」と規定されているのに対し、15条2項では「必要なもの以外のいかなる制限も課することができない」となっている。どちらの制限が強いのか弱いのか、個々の事例で問題になったときにしか我々にはわからない。それはともかく、子どもに結社の自由があるというのだから、これは参政権の一種を認めたような気さえする条文だが、何をもって結社と言うのだろうか。子どもに関わる人々はその定義をきちんと学習しておかなければならない。「平和的な集会」というのも同様だ。ほとんどの学校は、政治的な活動に生徒が参加することを禁じていると思う（確かめてはいない）が、この条文にそのような制限はない。

【第16条】プライバシー、通信、名誉の保護である。「名誉および信用を不法に攻撃されない」というのが条文である。子どもを叱り、注意する場合、その存在を否定するような言い方をしていないだろうか。大人同士であれば言わないような、相手を傷つけるような言い方は絶対に許されない。

10 教育のあるべき姿 ◆◇

【第23条】4項目にわたって障害児の権利が規定されている。第一項・締約国は、精神的または身体的に傷害を負う子どもが、尊厳を確保し、自立を促進し、かつ地域社会への積極的な参加を助長する条件の下で、十分かつ人間に値する生活を享受すべきであることを認める。——子どもが、大人の強権の下で息もたえだえになり、その伸びる芽を摘まれているとするなら、これは良くないことだ。力関係で威圧できる段階なら、大人は強権を發揮できるが、それが役立たなくなった場合、子どもからの逆襲に甘んじなければならない。それはそれで良い。子どもが大人の理不尽に気付いたのだから。障害児のそんな主張を大人はなかなか理解できないかもしれない。余計に権利の規定が必要とされるのである。

【第28条】【第29条】二つにわたって子どもの教育に関して規定されている。教育の機会均等、義務教育など国内法で整備されているものがほとんどとみたが、【第28条】2項に「締約国は、学校懲戒が子どもの人間の尊厳と一致する方法でかつこの条約に従って行われることを確保するためにあらゆる適当な措置をとる」とある。懲戒権の行使にあたっては慎重でなければならない、国内法で認められた懲戒権についても問題がありそうな気がする。

11 認め、理解し合う ◆◇

およそ日本に住む我々に深い関わりを持つ条文について見て来た。全54条のほんの一部である。法律の条文というのは実にややこしい。境界線をはっきりさせるために、かえってややこしい表現になる。それでも制定趣旨とは異なる解釈がいくつも現れて来る。人間社会の複雑性の表象である。

さて、「子どもの権利条約」に反対の立場ももちろんある。意見表明権や表現の自由など、中学生や高校生を想定した権利が規定されているが、現状の中学生や高校生にそれだけの力、意欲がないとする立場である。またこの条約が子どもからの要求でなく、大人の側から出ていることもその必要性和効用性を疑うものだ。それは「学校週五日制」と何やら似ている。権利、とは努力して獲得するもので、与えられるものではない、という歴史的理解もある。むしろこの「権利条約」は子どもの権利を尊重して来なかった大人への反省促進剤としての効用が第一かもしれない。それなら大人は子ども達の権利意識を育てて行く必要がある。急激な変化を望まない日本社会にあっては、条約を批准したからと言って学校生活に変化はない、との主張が大勢かもしれない。しかし、この批准を機に、子ども達の自立を願う我々大人の新たな心構えとしておきたい。

12 子どもの力を信じて ◆◇

この「子どもの権利条約」を批准することによって、学校における管理・校則・体罰がどう改善され

知るや防衛 知らずや軍隊

日教組・国民文化会議・民主教育をすすめる国民連合
A 5版64頁/500円(〒240)

☆なぜ非武装平和憲法の下に自衛隊があるのか？そして、自衛隊という名の軍隊とはどんなものかを検証したパンフレット!!

●編集・発行 国民文化会議 東京千代田区神保町2の20第2富士ビル TEL03(3261)8686 振替東京8-3126

るかが、よく話題となる。体罰はすでに法律で禁止されている（学校教育法第11条）。校則については、守らせようとする側にも守らされる側にも課題は多い。子どもの側からこの「権利条約」盾にとり、校則に反対するためだけに利用するとしたらあまりに寂しい。大人の側からこの「権利条約」があるために、子どもが管理しにくくなるという嘆きが聞こえたら、これも寂しい。その理念は、制服に反対したり、長髪に反対したりするだけのものではなく、それを主張する権利を持っている。言うだけの権利ではない、それを聞いてもらう権利を持つことから、相手を納得させるだけの意見を表明する必要がある、それができるということだ。学校を休む権利や授業・掃除をさぼる権利があるとは思われない。それは権利の濫用と言うものであり、日本国憲法でもそ

れは戒められている（第12条）。他人の権利を侵害して自分のみの権利を主張することはできないのである。つまるところ大人は、子どもの権利主張に耳を傾ける姿勢を持つ必要があり、子どもはその権利を生かせるだけの力をつけて、相互にかつ有意義に活用して行く必要があるのだろう。（終）

★ 連載を終えて～ともに学ぶ権利

わずか12回の連載でしたが、`子どもの権利、について考えてみました。衆議院の突然の解散で批准は先に延びましたが、遠からず批准されるでしょう。大人も子どももいっしょに、この大切な権利について学んでいく必要があるでしょう。ともに学ぶこと自体が、子どもの権利尊重につながります。

子どもの権利条約 実施のための ◆1,000円(〒240円)◆ Q&A

✧子どもの権利条約を国や自治体、そして、私たち自身が実施するための具体的な方法を豊富な資料を使って提示 ✧

☆ 在庫僅少。お早目にご注文ください ☆

差別(2条)の内容と意義/意見表明権(12条)/学校教育と教育行政/遊び(31条)の権利/親の責任と児童福祉/児童福祉施設/保健・医療/少年司法(37条・40条)/国際協力/自治体でのとりくみ/学校・子どものとりくみ……

子どもの人権連 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館/03-3265-2174 F=03-3230-0172

★ 子どもの人権連に寄せられた

書籍 & 資料 (1994年1月/No.7)

(☆ お願ひ=ここで紹介したものは、子どもの人権連では扱っていません。直接お問い合わせ下さい★)

- ① 『子どもの権利』 No. 8 =1993年12月1日号
⇒ 横浜弁護士会少年問題委員会 045-201-1881
- ② DCI (Defence for Children International)
設立総会&記念シンポジウムの案内
⇒ DCI日本支部設立準備会 03-3541-7187
- ③ 『福祉広報』 1994年1月号・No.422及び資料編
(心身傷害者対策基本法の一部を改正する法律)
⇒ 東京都社会福祉協議会 03-3268-7171
- ④ 『結婚改姓を考える会ニュース』 1994年1月
No.61 ⇒ 結婚改姓を考える会 0798-52-9506
- ⑤ 『女達の情報誌ふえみん』 1994年1月1日
No.2366 ⇒ 婦人民主クラブ 03-3402-3244
- ⑥ 『社全協通信』 1993年12月号・No.135
⇒ 社会教育推進全国協議会 03-3235-4143
- ⑦ 『アジア記者クラブ通信』 1994年1月号・No.21
⇒ アジア記者クラブ 03-3208-3281
- ⑧ 『全国婦人新聞』 No.1052 ⇒ 全国婦人新聞社
03-3343-1846
- ⑨ 『婦人しんぶん』 1994年1月・No.635
⇒ 日本婦人会議 03-3816-1862
- ⑩ 『住民票続柄裁判交流会通信. Voice』 1994年
1月・No.47 ⇒ 住民票続柄裁判交流会
03-3302-3345 (武田)
- ⑪ 『熊本教育』 No.547
⇒ 熊本県教職員組合 096-325-2550

- ⑫ 『思想運動』 1994年1月・No.492
⇒ 活動家集団思想運動 03-3294-0471
- ⑬ 『障害児を普通学校へ』 1993年12月臨時号 ⇒
障害児を普通学校へ・全国連絡会0426-77-9019
- ⑭ 『子どもの権利条約ニュースレター』 No.11 ⇒
子どもの権利条約ネットワーク 03-3433-7990
- ⑮ 『大脇雅子の国会報告』 No. 2
⇒ 大脇雅子を支える会 052-951-7380
- ⑯ 『手をつなぐ』 1994年1月・No.455
⇒ 全日本精神薄弱者育成会 (手をつなぐ親の会)
03-3431-0668
- ⑰ 『リーダーの友』 No.172 ⇒ (社)ガールスカウト
日本連盟 03-3460-0701
- ⑱ 『福祉展望』 No.16 ⇒ 東京都社会福祉協議会
03-3268-7171
- ⑲ 『子どもの権利通信』 No.60 ⇒ 日本弁護士連合
会子どもの権利委員会 03-3580-9841
- ⑳ 『世界子ども白書1994』
⇒ ユニセフ駐日事務所 03-3475-1617
- ㉑ 『なぜこの学校に行けないの?』 ⇒ 障害児を
普通学校へ・全国連絡会 0426-77-90199
- ㉒ 『かながわ平和通信』 No.89 ⇒ 神奈川高教組・
平和運動推進委員会 045-231-2479
- ㉓ 『売春問題ととりくむ会ニュース』 No.107
⇒ 売春問題ととりくむ会 03-5386-4041
- ㉔ 『あなたとわたしと性』 No.27
⇒ 性を語る会・アーニー出版 03-3708-7326
- ㉕ 『埼玉県大宮市立宮原小学校体罰・内申書裁判』
⇒ 連絡先 0492-92-6731 (田中方)

◆ 広報委員会からのおねがい

最近、子どもの人権連宛に数多くの書籍やパンフレット、グループの会報類、団体機関紙などが送られてきます。団体やグループ発行の会報・機関紙との資料交換も実施しています。

各地で子どもの権利条約の学習会や講演会などがさまざまな形で開かれています。また、自治体での広報活動や施策づくりの動きもあります。みなさんからの資料をお待ちしています。

子どもの人権と教育関係の報道と記録から…

D A T E DOCUMENT

D A T E DOCUMENT

- 10/6(水) 日本教育法学会、子どもの権利条約研究特別委員会が、総理大臣及び衆参議長に条約の批准に関する意見書提出。
- 10/29(金) 文部省、1992年度中に行われた教育処分等の状況を発表。この中で体罰による処分者が増加(295人、うち懲戒処分53人)。体罰等が行われた場面を見ると、授業中62件(30%)、部活動中41件(20%)、放課後22件(11%)、学級活動中20件(10%)、休み時間8件(4%)などの順。
- 10/30(土) 「子どもの権利条約」について九州弁護士会連合会が九州の中学・高校の校長1000人、教諭、保護者、生徒各700人の計3,100人にアンケート。1,504人の回答者のうち、条約について「名前すら知らない」と答えたのが生徒59%、保護者69%、校長72%、教諭81%。
- 11/2(土) 赤松君子文相、11月2日の閣議に1993年度の教育白書「我が国の文教施策—『文化発信社会』に向けて」を報告。
- 11/4(火) 全国普通科高等学校長会の第43回総会・研究協議会(11月4～5日)、学校週5日制の「月2回」実施に際して学習指導要領の見直しが必要という、文部省方針の修正を迫る提言もなされた。
- 11/7(日) 日本てんかん協会が11月7日、筒井康隆氏の小説「無人警察」が収められた角川書店の国語教科書が94年度から教育現場で使用されると、てんかん症状のある人たちの人権が侵害されるとして日本弁護

- 士連合会に人権侵害救済を申し立てたことを明らかに。
- 11/9(火) 第128臨時国会、参院文教委員会は赤松文相の所信に対する質疑。「文教行政は国家百年の計であり、政権が代わったからといって変わるものではない。前政権の方針を受け継いでいきたい」と強調。
- 11/15(月) 第23回民主教育をすすめる国民集会が11月15～16日、東京で開催。「子どもの人権と教育をどう保障するか」をテーマに交流と討論。第10分科会では「子どもの権利条約の趣旨をどう生かすか」を集中討議。
- 11/18(木) 警察庁が全国の都道府県警察に対し、少年事件捜査について指導、助言する「少年事件捜査指導官」を置くように指示。
- 11/18(木) 子どもの権利条約実現のための実行委員会が、権利条約の実現に関する要望書提出。
- 11/19(金) 全国高校体育連盟(高体連)、在日の朝鮮高級学校や専修・各種学校に全国高校総合体育大会(インターハイ)への参加を認める決定をした。インターハイ開催基準要項の一部改正により参加の道を開いたが、高体連加盟は認めなかった。全国高体連の加盟資格は、学校教育法の「一条校」に定めた「高校」に限られた。
- 11/19(金) 日本弁護士連合会会長が、権利条約批准承認提出にあたって声明を発表。

11/19(金) 子どもの権利条約を広く理解してもらおうと日本ユニセフ協会を中心とするPR組織「理解促進委員会」が発足。

11/20(土) 11月20日、21日の2日間、子どもの権利条約フォーラム（主催、同実行委）が開催。権利条約国連採択4周年を機に、個人・団体が集まって交流や情報交換をしようという目的で開かれたもの。

11/22(月) 香川県丸亀市の私立香川県藤井高校で、反抗的な態度をとったり、たばこを吸ったことなどを理由に、生徒約100人が日付のない退学届を書かされ学校に提出していることが11月22日判明。

11/22(月) 文相の諮問機関である第20期国語審議会の委員45人（任期2年）を発令した。文相の諮問は①「ら抜き言葉」や敬語、方言などの言葉遣いの問題、②外来語やカタカナ言葉のはんらんなど、国際社会化への対応など16項目。

11/24(水) 「いじめを理由に退学処分を受けたのは教師から暴行を受け自白を強要されたため」として宮城県立河南高校の元2年生男子4人とその父母が92年11月、同校校長を相手どり、退学処分のとり消しを求めた訴訟で仙台地裁が「いじめの事実を認める証拠はなく、処分は社会通年上の妥当性を欠き、校長の裁量権を超えるもの」として、3人の退学処分のとり消しを命じた。残る1人については「一連の

いじめに終始関与した」と請求を棄却。

11/24(水) 作家倉本聡氏のエッセー「北の人名録」にアイヌ民族をべっ視した表現があるとして、北海道ウタリ協会理事の小川隆吉氏らが、出版社の新潮社と倉本氏に抗議、新潮社と倉本氏は小川氏らに陳謝、本の回収を指示。

11/24(水) 1984年に埼玉県大宮市市宮原中学校教師から体罰を受け頭痛、めまいなどの後遺症が残ったとしてAさん（23歳）が当時の教諭、校長、大宮市に380万円の損害賠償を求めた。訴訟の判決が浦和地裁でおこなわれ、体罰と後遺症の因果関係を認め、国家賠償法に基づき大宮市に180万円の慰謝料支払いを命じる判決。→原告弁護団の中川明弁護士らは、①暴行と後遺症の因果関係を明確に認めたこと、②暴行に何ら教育的配慮を認めず、判決の中で「体罰」という言葉を用いずに「殴打」「暴行」と表現したこと、③事後の学校側の一連の対応が不適切だったと認めたこと、などを評価した。

11/25(木) 東京都調布市で通行人に暴行を加えたとして、傷害などの容疑で逮捕された少年5人のうちの1人（18）に対する少年審判の差し戻し審で、東京家裁八王子支部は少年の非行事実をあらためて認定し、刑事処分相当として東京地検八王子支部に送る決定をした。

全政党に聞く。どう考える？ 子どもの権利条約 B5版140頁/1000円(〒240)

91年4月9日に開催したシンポジウム全記録、第120国会（90年12月～91年5月）審議の全記録等を収録。

子ども人権連 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F T=03-3265-2174 F=03-3230-0172

- 11/26(金) 細川内閣は、先に衆院解散に伴い前国会(第126)で廃案となった「児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件」の国会への再提出を閣議決定。この際、訳文のうち3カ所(第32条1項、第37条C項後段、第45条d項)を訂正。→「いんふおめーしょん・子どもの人権連」No24～25合併号、No26に関連資料収録。
- 11/26(金) 子どもの権利条約批准承諾案の閣議決定にあたって、子どもの人権連が声明を発表。日教組が書記長談話を発表。
- 11/27(土) 岡山県倉敷市の市立小学校で、2年生の男性教諭(44)がクラスの児童を物差しでたたいたり、ほはおつねったりする体罰を繰り返し、この教諭は子どもたちに「たたかれたら『ありがとう』と感謝しなさい」と教えていたといい、倉敷市教委は27日、事実調査を始める考えを明らかに。
- 11/29(月) 文部省、登校拒否の小中学生や父母、学校を対象にした初の実態調査の結果をまとめた。子どもの多くが原因を「学校生活の影響」と考えているのに、学校は「家庭生活の影響」を挙げる例が多く、意識のズレが浮き彫りに。調査は92年10月から12月にかけて、全国の小中学校62校で91年度に30日以上欠席した児童、生徒293人とその保護者、学校を対象にアンケートなどで実施。
- 11/30(火) 山形県新庄市の明倫中学校で起きたマット死事件(傷害致死事件)で、山形家裁で保健処分決定を言い渡された少年3人(14歳)に対し、仙台高裁は少年たちの非行事実を認定し抗告を棄却する決定。抗告を退けられた少年3人の弁護士団は最高裁に再抗告する方針。
- 12/1(水) 太平洋戦争中に行われた学徒出陣の学生らが入隊してから50年にあたる12月1日、全国の私立大学の総長・学長が共同声明「学徒出陣50年にあたって」を発表。
- 12/3(金) 衆議院文教委員会(嶋崎讓委員長)が「文教政策の基本問題」をテーマに各委員が自由に発言する懇談会形式の委員会開催。連立政権誕生という背景のもとに実現した初めての試み。
- 12/4(土) 総理府が12月4日、人権擁護についての世論調査結果を報告。外国人の人権について「日本国籍を持たない人でも日本人と同じように人権は守るべきだ」が68.3%に。
- 12/8(水) 日本教職員組合(日教組)第77回臨時大会(東京)。
- 12/9(木) 福岡県弁護士会、公立中学校男子生徒の「丸刈り」校則について「生徒の人権侵害」として廃止を求め要請を福岡県教委に申し入れ。
- 12/9(木) 共産党を除く衆参両院議員78人が、超党派で子どもの読書離れを防ごうと「子どもと本の議員連盟」(鳩山邦夫会長)を設立。

子どもの権利条約 翻訳・創作コンテスト

主催/アムネスティ・インターナショナル日本支部
後援/子どもの人権、国連広報センター・
日本ユネスコ協会連盟など

(◆子どもの権利て、なんのこと？まずは、一度お読みになって下さい。誰にでもわかるような日本語訳をおねがいします。自由な発想と形式の意識、診訳、迷訳も大歓迎です。◆)

●応募・問合せ先＝〒531 大阪市北区中津3-17-5 アムネスティインターナショナル日本支部大阪事務所 06-376-1496 ●

12/9(木) 東京都中野区の教育委員準公選制度の廃止条例案(自民、民社提出、公明賛成。社・共反対)は、12月9日に予定されていたが区議会に上程されず制度継続へ。

12/14(火) 文部省「高校生の二輪車運転に関する指導の在り方についての調査研究委員会」が報告書。二輪車の実技指導といわれる「三ない運動」を含む総合的な交通安全対策を実施するよう提言。

12/16(木) 国連総会第3委員会(社会・人道・文化)は米国が強く提唱していた「国連人権高等弁務官」新設決定決議案を全会一致で採択。12月20日の本会議で本決まりとなる。

12/16(木) 文部省が12月16日まとめた「高校教育の改革に関する推進状況」によると、中学の調査書にボランティア活動について記載できる欄が設けられているのは94年度で46都道府県(93年度より4県増)

12/20(月) 障害者の「完全参加と平等」を目指す「障害者の機会均等化に関する標準規則案」(国際障害者標準規則案)が採択。教育については分離教育を重視する日本などの主張を受けつつも「統合された環境

での機会均等」を原則として掲げている。

12/21(火) ユニセフ(国連児童基金)が1994年「世界の子供白書」を発表。

12/22(木) 県立高校の指導要録の部分開示に対する異議申し立てを審議していた福岡県個人情報保護審査会が指導要録の全面開示答申を福岡県教委に提出。

12/24(金) 文部省が都道府県教委を通じて自殺や体罰の実態を調べた「生徒指導の諸問題の現状」調査のデータを公表してほしいとして、市民団体「知る権利のための市民調査」が「文書閲覧窓口制度」を利用して文部省に閲覧を申し出た。

12/25(土) 日本語を使いこなせないため、日本語の教育を必要とする外国人の児童・生徒が全国の公立小・中学校で1万人を超えたことが12月25日の文部省調査結果で判明。91年調査に続き2度目だが、児童・生徒数は2年前の5,463人から10,450人に、在籍校数も1,973校から3,705校と急増。子どもたちの母語は48の言語に及び、ポルトガル語(38.5%)、中国語(30.3%)、スペイン語(12.9%)の順。

子どもの権利条約 (国際教育法研究会訳・編集)

(B5版・300円(〒240))

(解説・子どもの権利条約/条約の名称の問題/子どもの権利条約(訳文)(英文)/国連総会決議)
国際連盟・子どもの権利宣言/国際連合・子どもの権利宣言/権利条約制定経過・資料一覧)

子どもの人権連 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F T=03-3265-2174 F=03-3230-0172

◆ 広報委員会から……/ 平野裕二 (広報委員)

★ 「子ども(児童)の権利条約」批准承認案が閣議決定されたのは93年11月26日。94年1月24日現在、国会での実質審議は一度もおこなわれていない。第128臨時国会では、またしても継続審になることが予想される。

89年11月に国連総会で採択され、日本の国会で議論されはじめてから国会会期は10回を数えたことになる。☆ さて、国際的には「子どもの権利委員会」が開かれており、子どもの人権連からは平野裕二さんがオブザーバーに参加している。平野さんからの近況報告をここにご紹介します。(笠井博徳)

★ このたび私のジュネーブ渡航費用を負担していただき、ありがとうございます。おかげさまで日々有益な体験しております。詳しくは『教育評論』に連載中のジュネーブ報告をご覧ください。

☆ いま進行している第5会期では、すでにメキシコの報告審査が行なわれました。本日1月13日は、ナミビアの報告が審査される予定です。なお今後のスケジュールは以下の通りです。

- * 1月17日(月) コロンビア
- * 1月21日(金) ルーマニア
- * 1月24日(月) パキスタン
- * 1月26日(水) ベラルーシ

以上6か国が今会期で審査されます。当初はフランスの報告審査も行なわれる予定だったのですが、先方が延期を要請してきたとのことでなくなってしまいました。スウェーデンに続く先進国の報告審査だったので楽しみにしていたのですが、残念です。4月に開かれる特別会期か、9~10月の通常会期で審査されることになるのか、現時点では何とも言えません。

★ なお今期から、1国あたりの審査時間が従来の9時間(3会議)から6時間(2会議)に減ってしまいました。ただでさえ時間不足なのに、これで十分な審査ができるのかどうか不安です。委員会としては、ガイドラインにコメントを付けて最初から過不足ない報告書が提出されるようにしたり、文書でのやりとりを増やして情報量が減らないように試したりするつもりですが…。

今会期は傍聴者も増えています。DCI本部の招きでスリランカとチュニジアのDCIから一人づつ傍聴に来ており、有益な交流の場となっています。

とりとめのないものですが、『教育評論』に原稿を送るついでに簡単に報告させていただきました。また帰国後に詳しく報告したいと考えています。ではまた。(平野裕二)

お・知・ら・せ

- ① 住所を変更された時は、ハガキに新旧両住所併記のうえ、事務局までお知らせください。電話での変更通知はご遠慮ください。
- ② 住居表示が変更になった場合も上記と同様におねがいたします。
- ③ 会員の方が有料の広報出版物を購入される場合、頒価の20%offとなります。お申し込みの際は、必ず会員である旨をお知らせください。
- ④ 本誌送本の宛名の下に会員コードナンバーと、会費切れ年月日を記載しております。原則として毎月末に会費切れの方へ請求書と郵便振込用紙をお送りしますので、お早目にご送金願います。

(例) 一ツ橋千代子様

A-10356/'94.09.15

↳個人会員 ↳会費切れ
コードナンバー 年月日

※ 団体会員の場合は、B-標識です。

☆ 編集スタッフ ☆

編集長

福山真劫 (子どもの人権連事務局次長
自治労社会福祉評議会事務局長)

編集委員

浦野高宏 (子どもの人権連事務局員
自治労社会保障局書記)

笠井博徳 (子どもの人権連事務局員
日教組教育文化運動局書記)

菅源太郎 (子どもの人権連事務局員)

平野裕二 (子どもの人権連事務局員
ARC代表・チルドレンズレポート編集長)

●いんふおめーしょん/子どもの人権連 No.27・No.28合併号 1994年2月25日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◆発行&編集人

子どもの人権連広報委員会/福山真劫

◆事務局

〒101 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F
TEL 03(3265)2174 FAX 03(3230)0172
郵便振替/東京8-18438 (子どもの人権連)

◆年間購読料

3,000円 (ただし、会員は会費に含む)

子どもの人権連の本

今日から

子どもの権利条約

子どもの人権連ブックレットNo.2
A4版/500円 (〒240円)

☆学校教育や教育行政において、子どもの権利を保障していくことが日本の子どもの権利保障のカギのひとつであるとの立場から編集されたもの。30数項目の質問にこたえる形式をとり、どこから読み始めても読者の要望にこたえられるユニークな解説書。

子どもの権利条約 対訳集 子どもの権利条約

子どもの人権連ブックレットNo.3
A5版/500円 (〒240円)

☆1989年11月20日、国連で採択され、1990年9月2日国際法として発効した Convention on the Rights of the Child の全条対訳を英文、国際教育法研究会訳、政府訳、ユニセフ駐日事務所訳(仮訳)で示した貴重な学習研究資料集。

☆また、92年3月13日、政府が閣議決定した「児童の権利に関する条約の締結について承認を求める件」など政府資料も掲載し、〈子どもの権利条約の批准にあたって一その問題点と課題〉を多角的に明らかにした解説も同時収録。

子どもの権利条約と国内法の問題点

300円 (〒240円)

☆子どもの権利条約の各条文毎に関連国内法規などを明記し、国内法制度のどこが問題点であるかを明らかにしたパンフレット。
条約批准にむけて、関連国内法制度の整備充実は緊急なテーマ。

子どもの権利条約、実施のためのQ&A

1,000円 (〒240円)

☆権利条約の理念と諸規定を日本で実施するための問題点の整理を豊富な関連資料を使って解説。子どものための世界サミットの宣言、権利条約関連の文献リストなども収録。

子どもの権利条約 絵はがきセット (8枚ケース入り)

200円 (〒72円)

全党に聞く。どう考える? 子どもの権利条約

1,000円 (〒240円)

子どもの権利条約

1,000円 (〒240円)

子どもの人権読本

1,000円 (〒240円)

☆会員情報誌(月刊)★いんぷおめーしょん 子どもの人権連



子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN
TEL 03-3265-2174 FAX 03-3230-0172 郵便振替 東京 8-18438
東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F